

新型コロナウイルス感染症 対応融資

SN4号・5号
危機関連
保証対応

中小企業向け県制度融資

経済変動対策貸付

(新型コロナウイルス感染症対応枠) を

ご利用ください！

新型コロナウイルス感染症の影響

により経営が悪化している中小企業向けの制度融資です。

融資限度額 8,000万円

融資利率(固定金利)

年1.3% 又は 年1.4%



融資期間: 10年以内

(据置: 設備3年以内

運転2年以内)

県の利子補給率

0.67%

(信用保証 必須)

制度融資の拡充(令和2年3月18日から適用)

- 信用保証料全額県負担(SN4号・5号・危機関連保証の場合、信用保証料 0.0%)
- 利子補給率の引上げ(0.47%→0.67%)
- 融資限度額の拡大(5,000万円→8,000万円)

「経済変動対策貸付（新型コロナウイルス感染症対応枠）」の概要

(令和2年3月18日現在)

区 分	内 容																									
融 資 対 象 者 (県内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルスの影響により、右記の要件に該当するもの)	<p><普通保証・SN5号保証> 直近1か月の売上が前年同月比10%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上が前年同月比10%以上減少(見込み)</p> <p><SN4号保証> 直近1か月の売上が前年同月比20%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上が前年同期比20%以上減少(見込み)</p> <p><危機関連保証> 直近1か月の売上が前年同月比15%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上が前年同期比15%以上減少(見込み)</p> <p><県制度融資の売上減少要件と利用可能保証></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少要件</th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証※</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10%以上15%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※SN5号保証は、指定業種に限る(令和2年3月13日～3月31日 指定業種:508業種)</p>	売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証※	危機関連保証	20%以上	○	○	○	○	15%以上20%未満	○	×	○	○	10%以上15%未満	○	×	○	×	10%未満	×	×	×	×
売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証※	危機関連保証																						
20%以上	○	○	○	○																						
15%以上20%未満	○	×	○	○																						
10%以上15%未満	○	×	○	×																						
10%未満	×	×	×	×																						
資 金 使 途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金																									
融 資 限 度 額	8,000万円																									
融 資 利 率	<p>普通保証 基準金利(金融機関) : 年2.07%</p> <p>SN5号保証 利子補給率(県) : 年0.67%</p> <p>融資利率(申請者負担) : 年1.4%</p> <p>SN4号保証 基準金利(金融機関) : 年1.97%</p> <p>危機関連保証 利子補給率(県) : 年0.67%</p> <p>(県内全域) 融資利率(申請者負担) : 年1.3%</p>																									
保 証 料 率	<p>年0.28%～1.2%(普通保証)</p> <p>年0.00%(SN4号保証・SN5号保証)</p> <p>年0.00%(危機関連保証)</p>																									
融 資 期 間 (据 置 期 間)	10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内)																									
償 還 方 法	元金均等月賦償還又は元利均等月賦償還																									
担 保 及 び 保 証 人	県信用保証協会の取扱いによる																									
ホ ー ム ペ ー ジ	http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-540/seido/korona.html																									
取 扱 期 間 (令和2年6月30日まで)	<p>(1) SN5号保証(令和2年3月13日時点の指定業種)を利用する場合 認定申請を令和2年3月31日までに市町に対して行う必要があります。</p> <p>(2) SN4号、5号保証(令和2年第1四半期の対象業種)、危機関連保証を利用する場合 認定申請を令和2年6月1日までに市町に対して行う必要があります。</p> <p>(3) 普通保証を利用する場合 6月30日までに金融機関から融資を受ける必要があります。</p>																									

- ・各事業者が月ごとに管理している売上台帳、仕入台帳、試算表などが必要となります。
- ・お申込みに際しては、金融機関の融資審査及び信用保証協会の保証審査があり、ご希望に添えない場合がございます。

◆ 申込窓口・問合せ先 ◆

- ・県内各取扱金融機関
- ・静岡県経済産業部商工金融課 (054-221-2513)



Shizuoka Prefecture